

項目	質問	回答																			
事業目的について	1 この事業はどのような目的で実施するのですか。	エネルギー価格等の高騰により、経営に影響が生じている市内中小事業者等を支援し、経営負担の軽減及び事業の継続化に繋げることを目的としています。																			
対象者等について	2 具体的にどのような事業者が対象となりますか。	美祢市内に事業所を有している下記に該当する個人、または法人で、今後も事業を継続する意思があること。 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法第2条に規定する企業者（個人農家は除く。） ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 ・医療法第39条に規定する医療法人 ・社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人 ※上記に該当する事業者であっても、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市が判断する場合は対象外とします。																			
	3 中小企業基本法第2条に規定する企業者の定義を教えてください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）</th> <th>小規模企業者</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td rowspan="2">100人以下</td> <td rowspan="3">5人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> <td rowspan="2">5,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		小規模企業者	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数	①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	③サービス業	5,000万円以下	④小売業	50人以下
	業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		小規模企業者																	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数																	
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下																		
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下																		
③サービス業	5,000万円以下																				
④小売業		50人以下																			
4 市内に事業所を複数所有している場合、それぞれの事業所で申請してもよいですか。	個人の場合… 事業所分全て合算のうえ、申請は1回のみとなります。（上限額は50万円） 法人の場合… 事業所がそれぞれで法人登記している場合は、事業所ごとに申請が可能です。（事業所ごとに上限額は50万円） 個人、法人の場合… 個人、法人としてそれぞれ申請が可能です。																				
対象要件等について	5 補助対象要件はありますか。	申請時において、市内に事業所を有し、かつ、6か月以上継続して事業活動を行っていること、など諸要件がありますので、詳細は別添「美祢市中小事業者等省エネ対策設備等導入補助金交付要綱」をご確認ください。																			
	6 本店が市外で、美祢市に支店があります。この場合申請可能ですか。	対象要件を満たしていれば申請可能ですが、申請される機器等については、美祢市内の事業所に設置する機器のみが対象となります。																			
	7 令和7年1月に開業したのですが、事業の対象となりますか。	申請日時点で、市内にて6か月以上継続して事業活動を行っていることが要件となりますので、対象外となります。																			
対象機器、対象経費等について	8 補助対象となる省エネ機器の種類はどのようなものがありますか。	エアコン、照明器具、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ショーケース（冷蔵・冷凍）、ガス温水機器、石油温水機器、エコキュート（電気温水機器）が対象機器となります。																			
	9 補助対象経費とは何ですか。	市内の工場、店舗及び事務所に設置する、一定の省エネ効果が認められる省エネ機器の導入に要する経費のことをいいます。 （※一部対象とならない経費があります。）																			
	10 9の「※一部対象とならない経費」とはどのようなものがありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 ・旧機器の撤去・処分にかかる経費 ・家電リサイクル料 ・クレジットカード会社・店舗等から賦与されたポイントでの支払い分 ・各種保証料・保険料、リース料など ・振込手数料や代引き手数料など ・その他市長が適当でないと認める経費 																			
	11 新規導入、買い換えのいずれも対象となりますか。	対象となります。																			
	12 対象機器についてリースや中古品も対象となりますか。	リース及び中古品は対象外となります。																			

対象機器、 対象経費等 について	13	対象機器について、既に購入済なのですが対象となりますか。	対象外となります。対象となるのは令和7年2月25日（火）以降に申請し、交付決定を受けた後に購入したものに限りです。
	14	購入の際、クーポンやポイントを利用してもよいですか。	使用されても構いませんが、クーポンやポイント分を差し引いて、実際にお支払いされる予定の金額に対して補助金の額を決定します。
	15	一定の省エネ効果の基準について教えてください。	以下の1～3のいずれかに該当していること。 1.統一省エネラベルの多段階評価点が★★★（3.0）以上 2.トップランナー基準を達成（省エネ基準達成率が100%以上） 3.グリーン購入法調達基準適合商品
	16	一定の省エネ効果とは具体的にどのようなことですか。	<p>※省エネ性能の確認方法 【参考：統一省エネラベル】</p>  <p>新しいラベルのポイントは主に3つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ポイント 1 多段階評価点 市場における製品の省エネ性能を高い順に3.0～4.9までの41段階で表示します。 ポイント 2 省エネルギーラベル トップランナー制度における、機器区分ごとに定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示します。 ポイント 3 年間目安エネルギー料金 当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示します。 ※年間目安エネルギー料金は、年間の目安エネルギー料金を、製品のエネルギー消費効率で割った値を指します。 <p>「省エネ性能」は、カタログ等でご確認いただくか、「省エネ型製品情報サイト」 https://seihinivoho.go.jp/にてご確認ください。 「グリーン購入法調達基準適合商品」は「エコ商品ねっと」 https://www.gpn.jp/econet/で、画面の「グリーン購入法適合品のみ絞り込み」をチェックして検索することができます。</p>
補助金の額 等について	17	補助率について教えてください。	市内の事業者へ発注した場合 補助率 2/3以内 市外の事業者へ発注した場合 補助率 1/2以内 ※市内、市外それぞれに発注した場合は、それぞれの補助率で算出し、その合計額が補助金申請額となります。
	18	補助金の上限額や下限額はありますか。	上限額… 50万円 下限額… 5万円
	19	補助金の算定方法を具体的に教えてください。	<p>(例1) 市内事業者で購入した場合 補助対象経費 765,200 (円) 補助率：2/3 補助金申請額… 765,200 (円) × 2/3 = 510,133 (円) ⇒ 【申請額】 <u>500,000 (円)</u> (交付上限額50万円)</p> <p>(例2) 市外事業者で購入した場合 補助対象経費 765,200 (円) 補助率：1/2 補助金申請額… 765,200 (円) × 1/2 = 382,600 (円) ⇒ 【申請額】 <u>382,000 (円)</u> (千円未満切り捨て)</p> <p>(例3) 市内及び市外事業者で購入場合 補助対象経費 (市内事業者) 510,800 (円) 補助対象経費 (市外事業者) 206,500 (円) 市内…510,800 (円) × 2/3 = 340,533 (円) 市外…206,500 (円) × 1/2 = 103,250 (円) 340,533 (円) + 103,250 (円) = 443,783 (円) ⇒ 【申請額】 <u>443,000 (円)</u></p>
申請等 について	20	電子申請は可能ですか。	書類申請のみとなっております。
	21	申請書はどのように入手すればよいですか。	市商工労働課（市役所別館2階）、市商工会（本所・秋芳支所・美東支所）の各窓口、又は市のホームページからも入手できます。

申請等 について	22	申請期間はいつまでですか。	令和7年2月25日（火）～ 令和7年4月30日（水）までとなります。 ただし、令和7年7月31日（木）までに補助対象機器の設置、支払い、事業報告まで完了する必要がありますのでご注意ください。				
	23	申請受付期間内であればいつ申請しても受理してもらえますか。	予算額に限りがあるため、申請受付期間内であっても申請額が予算額に達した時点で受付終了となります。				
	24	申請書に押印は必要ですか。	不要です。				
	25	申請書のほかに提出が必要なものがありますか。	添付が必要な書類については、申請書に記載しております。				
	26	発注予定事業者からの見積書について「〇〇購入代一式 〇〇円」のような表記でもよいですか。	対象機器本体代、設置費、リサイクル料など内訳が記載されたものでご提出願います。				
	27	省エネ機器ではあるが、一定の省エネ効果が不明な場合はどのようにしたらよいですか。	お手数ですが、メーカー又は販売店にご確認頂き、添付の「省エネ効果証明書」又は任意の様式でも構いませんので、証明書の提出をお願いいたします。				
	28	法人事業者が添付資料として登記事項証明書（写し）を提出する場合、1年前に取得したものでよいですか。	3か月以内に発行されたものを提出してください。				
	29	確定申告書（写し）を添付資料として提出する場合、いつ申告したものを提出すればよいですか。	税務署に提出した直近の申告書の写しを提出してください。				
実績報告、 請求について	30	対象機器の購入にかかる領収書等の証拠書類は原本の提出が必要ですか。	コピー（写し）をお願いします。				
	31	対象機器の導入にかかる支払証拠書類の種類について、具体的に教えてください。	支払い額と支払日が確認できるもの。 例）領収書、振込明細書、ATM利用明細書、銀行預金通帳の写し（該当部分のみ）、インターネットバンキング利用明細書画面コピー、クレジットカード払いの場合は決済明細書と決済口座の通帳該当部分など ※該当箇所以外は黒塗り等の処理をお願いします。				
	32	納品書や請求書は証拠書類に該当しますか。	支払いが確認できないため該当しません。				
その他	33	補助金はいつ支払われますか。	請求書受理後、2か月以内に請求書記載の口座にお振込みいたします。				
	34	機器設置の写真は設置後のみでよいですか。	設置前、設置後の提出をお願いします。				
	35	申請書はどこに提出すればよいですか。	市商工労働課（市役所別館2階）、または美祢市商工会（本所・秋芳支所・美東支所）の各窓口。また郵送も可能です。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">郵送先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>759-2292 美祢市大領町東分326-1 美祢市観光商工部商工労働課 0837（52）5224</td> <td>759-2212 美祢市大領町東分320-3 美祢市商工会美祢支所 0837（52）0434</td> </tr> </tbody> </table>	郵送先		759-2292 美祢市大領町東分326-1 美祢市観光商工部商工労働課 0837（52）5224	759-2212 美祢市大領町東分320-3 美祢市商工会美祢支所 0837（52）0434
	郵送先						
	759-2292 美祢市大領町東分326-1 美祢市観光商工部商工労働課 0837（52）5224	759-2212 美祢市大領町東分320-3 美祢市商工会美祢支所 0837（52）0434					
	36	申請後の流れについてはどのようになりますか。	1 交付申請書受付（市） 2 内容審査後、申請者へ交付決定（不交付）決定通知（市） 3 事業の実施・完了後、実績報告書提出（申請者） 4 実績内容確認及び確定通知（市） 5 請求書提出（申請者） 6 請求書に記載された金融機関へ確定した補助金額のお振込み（市）				
37	受け取った補助金は課税対象となりますか。	原則、課税対象となります。詳細は所管税務署へお問い合わせください。					
38	調査や現地確認はありますか。	宣誓兼同意書に記載のとおり、必要に応じて現地確認や関係書類等の調査を実施することがあります。また、導入後のヒアリング・アンケート調査等実施する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。					